

教高第2277号
劳政第1340号
大市教委第1802号
堺学教第1983号

令和元年7月1日

各事業主様

大阪府教育委員会教育長
大阪府商工労働部長
大阪市教育委員会教育長
堺市教育委員会教育長

新規高等学校等卒業者の就職用応募書類等について(依頼)

新規高等学校等卒業者の採用選考については、かねてから生徒の基本的人権を尊重した公正な採用選考が行われるよう御協力をお願いしてまいりました。

すでに御承知のことと存じますが、従来の事業所独自の採用選考用応募書類(いわゆる「社用紙」)には、思想、宗教、住居環境等、就職差別につながる恐れのある事項が多く含まれていました。このため、近畿の各高等学校等においては、昭和46年度から近畿各府県の関係機関が協議して作成した「近畿高等学校統一用紙」(以下「統一用紙」という。)を使用してまいりました。

しかしながら、採用選考に際し、従来の「社用紙」に類する調査項目を記載した「家族調書」や「アンケート」などに記入を求めたり、面接時に「家族の職業」、「家族の関係」、「本籍地」等について質問するなど、「統一用紙」制定の趣旨に反する事例が後を絶たない状況にあります。

大阪府では、平成8年度、「統一用紙」を大きく改定いたしました。その後、平成17年度、19年度、28年度に一部改定をおこない、別紙様式1~4のように定めました。この改定は、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確かなものにするという「統一用紙」の趣旨を踏まえ、応募者的人権に配慮するなどの観点から行ったものであります。また、生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応したものとなっております。

各事業所におかれましては、「統一用紙」制定の趣旨、内容を十分御理解いただくとともに、別記「同和問題の認識について」の趣旨を理解され、応募者の基本的人権の尊重について正しい理解と認識を一層深めていただきますようお願ひいたします。

なお、本年度の新規高等学校等卒業者の採用選考に当たっては、特に下記の事項に留意の上、すべての応募者が公正に取り扱われますよう重ねてお願いいたします。

(別 記)

公正採用選考について

1 同和問題解決を全国民の課題に

昭和 40 年の国の同和対策審議会答申は、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との認識を示し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

この答申を踏まえ、昭和 44 年の「同和対策事業特別措置法」以降「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の制定を通じ、同和問題解決にむけた対策が実施されてきました。

そして平成 8 年 5 月、地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」において、21 世紀を「人権の世紀」とし、「国際社会における我が國の果たすべき役割からすれば、国内における同和問題など様々な人権問題を一日でも早く解決するよう努力することは国際的な責務である。」「国民一人一人の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもった現実の課題である。」との基本認識を示しました。

その上で、「これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。」と指摘しつつ、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題を「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正」であるとし、これらの課題については「適切な施策が講じられる必要がある」としています。

これを受けて國においては、平成 9 年 3 月「人権尊重の理念に関する國民相互の理解を深めるための教育・啓発」と「人権が侵害された場合における被害者の救済」に関する施策を推進するため「人権擁護施策推進法」が制定されました。

また、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

このように、日本国憲法の施行、國の同和対策審議会答申から年月が経過している現在においても同和問題は解決されたとはいえない状況にあり、今後とも、差別を生み出す原因を根本的になくすために一層の努力を続けなければなりません。

中でも、就職が生活の安定や労働を通じた社会参加など豊かな生活を営む上でも、また、自己実現や生きがいといった観点からも極めて重要な意義を有していることから、採用選考に当たってはいかなる差別もあってはなりません。

2 選考と採用

選考と採用に当たっては、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、家族の職業などにより差別されることは、「憲法」、「職業安定法」及び「男女雇用機会均等法」を引用するまでもなく自明の理であります。しかし、現実には、採用選考に当たって不合理な差別観念から、たとえば、応募者本人の能力・適性や意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で、資質を備えているにもかかわらず不採用になっている例が少なくありません。

そこで、各事業主におかれでは、採用選考を行うに当たり、再度、選考とは何を意味するのかをお考えいただきたいと思います。

別紙様式 1～4・別添 1

(別紙様式3) 履歴書

年 月 日現在

ふりがな		性別	(30×40mm)
氏名			
生年月日	年 月 日 生 (満 歳)		
ふりがな			
現住所	〒		
ふりがな			
連絡先	〒		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歷 · 職 歷	年	月		入学
	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称	
趣 味 ・ 特 技		校 内 外 の 諸 活 動	
志 希 望 望 の の 動 職 機 種			
備 考			

(近畿高等学校統一用紙 その2 平成28年度改定)

(別紙様式 4) 調査書

ふりがな		性別	現	
氏名	昭和・平成 年 月 日生		住 所	
学年			在学	年 月 入学 (第 学年)編入学・転入学
学年			期間	年 月 卒業・卒業見込

特別活動の記録

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年
	欠席の 主な理由				

身体状況						検査日・	年月
身長	cm	視 右	()	聴 右		備	
体重	kg	力 左	()	力 左		考	

(視力欄に A～D が記入されている場合 A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人の長所・推薦事由等

記載者		印
上記の記載事項に誤りのないことを証明します。		
令和 年 月 日		
〒		
(所在地)		
(学校名)		
(校長名)		

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

記の記載事項に記
令和二年一月一日

节相平月三

(所在地)

印

(近畿高等学校統一用紙 その3 平成28年度改定)

No. _____

(令和 年 月 日記入)

令和 元 年度 就職受験報告書

受験者 年 組	科 番	名前		性別	
受験事業所名	【産業分類番号】 【求人票確認職安名】				

受験日	1. 面接試験	月	日	4. 色覚検査	月	日
	2. 筆記試験	月	日	5. 健康診断	月	日
	3. 適性検査	月	日			

身元調査 <small>提出後の身元調査も必ず申告する</small>	実施日	月	日			
	調査方法	1. 訪問	2. 電話	3. その他	())
	調査員所属	1. 事業所	2. 調査機関	3. その他	())
	調査先	1. 自宅	2. 学校	3. 近隣	4. その他	()
	調査内容	())

該当する記号に○をつけ、必要事項を簡潔に記入してください。

受験内容	面接試験	1. 個人面接	2. 集団面接	3. その他	()				
	筆記試験	1. 一般常識	2. 国語	3. 社会	4. 数学	5. 理科	6. 英語	()	
		7. 専門科目	()					()	
		8. その他	()					()	
	作文	1. 題名	()					()	
	適性検査	1. クレペリン	2. 知能検査	3. 性格検査	4. 職業適性				()
		5. その他	()						()
	色覚検査 または 健康診断	1. 色覚検査	2. 問診	3. X線検査	4. 尿検査	5. 心電図			()
		6. 血液検査	(cc採血)		7. その他	()			()
		※目的を説明されましたか？	有	・	無	→目的とは？	()		()
その他	1. その他	()						()	

「就職受験報告書」記入のポイント

採用選考が終了したら直ちにあてはまる項目を記入してください。

下記の事項に注意して正確に記入してください。分からぬところは先生に相談しましょう。

(1) 身元調査について

調査方法 調査員所属 調査先 あてはまる記号がなければ、その他()に記入
調査内容 ()に詳しく記入

(2) 受験内容について

面接試験 あてはまる記号がなければ、その他()に記入
筆記試験 専門科目については()にその内容を記入
[家庭・農業・工業・商業・国際教養など]
あてはまる記号がなければ、その他()に記入
作文 題名()に題名を記入
適性検査 あてはまる記号がなければ、その他()に記入
色覚検査 または 健康診断 血液検査については(cc 採血)に採血量を記入
あてはまる記号がなければ、その他()に記入
実施する目的について説明されたか有無を選択
有の場合は内容を →目的とは?()に記入
その他 上記以外の試験について、その他()に記入 [実技試験など]

(3) 就職用応募書類以外の書類への記入および提出について

事業所所定の用紙による書類 交通費支給に関する書類 および 健康診断票は除く
あてはまる記号がなければ、その他()に明確に記入
その他 事業所所定の用紙による書類・戸籍謄(抄)本以外については、その他()に明確に記入

(4) 面接試験で質問された項目について

1~15・19については特に質問内容を詳しく記入

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 思想に関して | 例：どのような新聞を読むか？どこの新聞をとっているか？など |
| 2 生活信条に関して | 例：モットーは何か？など |
| 11 保護者について | 例：続柄は？年齢は？など |
| 14 男女雇用機会均等に関して | 例：入社後どのくらい勤めますか？結婚しても続けますか？など |

1~26 にあてはまらなければ 27 の欄に記入

「就職受験報告書」とは…

この報告書は、みなさんが受験した採用選考において、『近畿高等学校統一用紙』制定の趣旨に反する問題事象が起きていないかを把握するためのものです。また、事業所に対しては、趣旨に反しないようお願いする趣意書および裏面のリーフレットを、みなさんの応募書類とともに送付しています。